

議第 5364 号 川越都市計画 区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

川島インターチェンジ南側地区について、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域へ編入するものです。

市街化区域への編入面積 約 30.1ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第 5365 号 川越都市計画道路の変更について（県決定）

〔議案概要〕

3・3・1 号川越志木線は、川越都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4 車線での整備が完了しています。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。

また、川島町の川島インターチェンジ南側地区において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。この事業に伴い、本路線の一部区域を変更するものです。

併せて、車線数を 4 と定めるものです。

3・5・22 号伊草戸守線は、川島町内の市街地を南北に縦断する主要幹線街路であり、一部区間について 2 車線での整備が完了しています。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。

〔意見書の有無〕

無

〔問い合わせ先〕

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第 5366 号 東松山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・3・3 号東松山鴻巣線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び東松山市と鴻巣市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、本路線の終点及び延長を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第 5367 号 鴻巣都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・4・4 号生出塚新御成橋線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び鴻巣市と東松山市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、一部区間の車線の数を 2 から 4 として幅員を変更するとともに、一部区域を変更するものです。

[意見書の有無]

有

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第 5368 号 東松山都市計画緑地の変更について（県決定）

[議案概要]

東松山都市計画緑地第 3 号吉見総合運動公園と隣接する主要地方道東松山鴻巣線が東松山都市計画道路 3・3・3 号東松山鴻巣線を延伸する都市計画の変更を行うことにより、都市計画決定区域が一部分重複することとなることから、この重複を解消するため、緑地区域を変更（縮小）するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 公園スタジアム課 公園企画担当

直通番号 048-830-5403

議第 5369 号 鴻巣都市計画区域の変更について（県指定）

[議案概要]

鴻巣市と行田市との行政界の変更に伴い、鴻巣都市計画区域を鴻巣市の新たな行政区域と一致させるために変更するものです。

鴻巣都市計画区域に含まれる土地の区域面積 約 1.7ha

鴻巣都市計画区域から除外される土地の区域面積 約 1.7ha

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第 5370号 行田都市計画区域の変更について（県指定）

[議案概要]

行田市と鴻巣市、及び行田市と熊谷市との行政界の変更に伴い、行田都市計画区域を行田市の新たな行政区域と一致させるために変更するものです。

行田都市計画区域に含まれる土地の区域面積 約 4.5ha

行田都市計画区域から除外される土地の区域面積 約 4.5ha

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第 5371号 熊谷都市計画区域の変更について（県指定）

[議案概要]

熊谷市と行田市との行政界の変更に伴い、熊谷都市計画区域を熊谷市の新たな行政区域と一致させるために変更するものです。

熊谷都市計画区域に含まれる土地の区域面積 約 2.8ha

熊谷都市計画区域から除外される土地の区域面積 約 2.8ha

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

議第 5372 号 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（鴻巣市）（県決定）

〔議案概要〕

鴻巣市と行田市との行政界の変更、及びこれに合わせた鴻巣都市計画区域の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものです。

- ・変更する地区の面積 (区域拡大に伴う変更) 約 1.7ha
(区域除外に伴う変更) 約 1.7ha
- ・変更する数値 建蔽率、容積率、容積率算定係数、道路高さ制限に係る勾配数値、隣地高さ制限に係る勾配数値

〔問い合わせ先〕

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519

議第 5373 号 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について（行田市）（県決定）

〔議案概要〕

行田市と鴻巣市、及び行田市と熊谷市との行政界の変更、並びにこれらに合わせた行田都市計画区域の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更するものです。

- ・変更する地区の面積 (区域拡大に伴う変更) 約 4.5ha
(区域除外に伴う変更) 約 4.5ha
- ・変更する数値 建蔽率、容積率、容積率算定係数、道路高さ制限に係る勾配数値、隣地高さ制限に係る勾配数値

〔問い合わせ先〕

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519

議第5374号 毛呂山・越生都市計画下水道の変更について（県決定）

[議案概要]

事業計画区域の見直しに伴い、都市計画の排水区域を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

下水道局 下水道事業課 計画・公共下水道担当

直通番号 048-830-5458

議第5375号 東松山都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（県決定）

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障ないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

1 敷地の位置 東松山市大字大谷字北ノ前716番2、他15筆

2 敷地面積 6,120.28 m²

3 用途地域 市街化調整区域

4 処理施設 1) 一次破碎施設1基（1日8時間稼働）

処理品目	処理能力
------	------

・木くず	320.02 t／日
------	------------

2) 二次破碎施設1基（1日8時間稼働）

・木くず	136.52 t／日
------	------------

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

議第5376号 深谷都市計画都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置
について（県決定）

[議案概要]

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障ないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

1 敷地の位置 深谷市折之口字稜威ヶ原1990番4、他4筆

2 敷地面積 9,906.95 m²

3 用途地域 工業専用地域

4 処理施設 1) 焼却施設1基（1日24時間稼働）

処理品目	処理能力
・混合	114.00 t／日
・汚泥	69.15 m ³ ／日
・廃油	81.83 m ³ ／日
・廃プラスチック類	44.45 t／日

2) 破碎施設1基（1日24時間稼働）

処理品目	処理能力
・廃プラスチック類	95.28 t／日
・木くず	116.88 t／日
・がれき類	109.68 t／日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

議第 5377 号 所沢都市計画都市再開発の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

上位計画や関連計画の見直し等、社会情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、所沢都市計画「都市再開発の方針」の変更を行うものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 総務・企画・再開発担当

直通番号 048-830-5386

議第 5378 号 和光都市計画都市再開発の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

上位計画や関連計画の見直し等、社会情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、和光都市計画「都市再開発の方針」の変更を行うものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 総務・企画・再開発担当

直通番号 048-830-5386

議第 5379 号 和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画（第3回
変更）に係る意見書について

[議案概要]

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）を定めるにあたり、事業計画案を令和7年10月3日から令和7年10月16日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに1通1名の意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[意見書の有無]

有

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当
直通番号 048-830-5381

その他の議案 新たな「まちづくり埼玉プラン」の基本方向に関する提言について

[議案概要]

埼玉県知事からの依頼を受け、都市計画審議会の専門部会において、新たな「まちづくり埼玉プラン」の基本方向の調査検討を行ってきました。この度、その結果を提言（案）としてまとめたので、専門部会から内容を報告し、審議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 総務・企画・景観・屋外広告物担当
直通番号 048-830-5337